

境港市営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領

1 目的

本要領は、境港市が発注する営繕工事（以下「工事」という。）において建設現場の就労環境改善の具体的な政策の一つとしての週休 2 日の確保に向けた取り組みの実施に伴う労務費の補正等を行う為に必要な事項を定め、もって週休 2 日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 営繕工事

建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替等の工事をいう。

(2) 週休 2 日

- ① 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休 2 日とは、対象期間において 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して、現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 4 週 8 休以上

- ① 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、

降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 対象工事

原則発注する全ての工事。

ただし、発注者が施工条件等により対応が困難と判断した工事は対象外とすることができる。

4 発注方式

全ての工事を通期の週休 2 日工事として発注する。

受注者が、工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議した場合、月単位の週休 2 日工事に変更する。

協議は、契約日から起算して 60 日経過するか、全体工期の 3 分の 1 が経過するいずれか早い日までに終えること。

5 積算方法等

週休 2 日促進工事における、共通費の補正、単価の補正及び設計変更時の取扱いにあっては、境港市公共建築工事積算基準Ⅲ3(7)及び 4 による。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1)現場閉所（現場休息）の確認

①工事着手前

- ・受注者は、対象期間における「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「休日等取得計画書」（参考様式：別紙 1）を監督員へ提出し、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日が確保されていることの確認を受ける。
- ・「対象期間」の設定は、工事着手日及び対象外とする期間を反映させたものとする。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「休日等取得計画書」を作成する。

②工事着手後

- ・受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「休日等取得計画書」を監督員へ提出し確認を受ける。なお、「休日等取得計画書」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・受注者は、「休日等取得実績書」（参考様式：別紙 2）に現場閉所（現場休息）の日を記載し、毎月の履行報告と併せて監督員に提出する。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「休日等取得実績書」により、定期的に対象期間内の現場休息率を確認する。

③工事完成時

- ・受注者は、「休日等取得計画書」に基づく休日等の取得実績（対象期間末期の見込みを含む）が確認できる「休日等取得実績書」を作成し、工期末の 14 日前又は監督員が指示する日のい

ずれか早い日までに監督員へ提出する。

④その他

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等による事務負担が増大しないよう、既存の書類の活用に努める。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の前日など、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないよう配慮する。
- ・受注者は工事一時中止を行う場合など対象期間を変更する必要がある場合は、その都度監督員と協議を行うこと。
- ・受注者は統括安全衛生責任者を選任している場合、現場休息により統括安全衛生責任者が現場不在となるため「休日等取得計画書」の提出時に監督員と必要な調整を行うこと。

(2)週休2日促進工事の見える化

受注者は、監督員と協議の上週休2日促進工事である旨の看板等を仮囲い等の外部から見やすい位置に表示する。

表示の例

週休2日促進工事实施中
工事名：●●工事
この工事は、建設現場における労働環境改善のため、 週休2日の確保に取り組んでいます。
発注者：境港市
受注者：●●建設

※大きさは A3 サイズ以上とする。

(3)適正な工期の確保

発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、養生期間や設備工事に必要な施工期間の確保を念頭に置き、適正な工期を設定する。

7 工事費の補正等

(1)単価の補正方法

発注者は4週8休以上を達成した場合の補正係数①の①を各単価に乗じた上で発注を行う。ただし、「休日等取得実績書」により、発注者は精算時に実績に応じて補正分を変更する。

①現場閉所（現場休息）による補正係数

㊦ 月単位の4週8休（現場休息率28.5%（8日/28日）以上） 1.04

㊧ 通期の4週8休（現場休息率28.5%（8日/28日）以上） 1.02

※㊦～㊧の複合単価以外の補正係数については「境港市公共建築工事積算基準」による。

8 対象工事である旨の明示の方法

週休2日促進工事の対象であるか否かは、現場説明書への記載（電磁的記録を含む）により明示する。

9 その他

(1) 工事成績評定

週休2日促進工事において「休日等取得計画書」どおりに休日等の確保ができなかった場合であっても、適正工期、社会的要請、気象条件等の状況を踏まえた上、休日の確保が行われていると判断される場合には適切に評価する。

(2) 元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施に当たっても、工期や契約金額等について下請業者へ不利に働くことのないよう、関係企業に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(3) 提出書類の虚偽

「休日等取得実績書」に、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。